

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	中央操作室原子炉制御盤4制御棒位置表示器が、当該制御棒を選択していない場合「無表示」であるべきところ、「88」を表示していることが認められたため、当該表示器を点検・修理	D	
2	2号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器入口空気駆動弁（2台）点検において、駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	発電機水素ガス供給二次減圧弁点検において、配管接続部に固着及び配管の劣化が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	主タービンランドシール蒸気系蒸化器入口蒸気圧力調整弁等（3台）点検において、弁体及びシートリングに浸食等が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）100%負荷試運転において、ディーゼル機閥排気タービン入口温度指示計（2台）に指示不良が認められたため、当該検出装置を点検・修理	D	
6	2号機	原子炉格納容器窒素圧力制御器端子カバーのビス止め部にひびが認められたため、当該カバーを交換	D	
7	2号機	残留熱除去系原子炉注入電動弁（A）駆動部の発電所構外（メーカー工場）への搬出作業において、弁駆動用電動機の誤搬出が認められたため、対応検討	C	
8	2号機	燃料装荷作業において、燃料プール内保管中のダブルブレードガイド用ラック上部にテープ片（長さ約15cm、1枚）が認められたため、対応検討	C	
9	2号機	燃料装荷作業において、燃料交換機のマスト巻上げ時、炉心監視装置に「マスト順序異常」の警報が発生し、燃料交換機が自動停止したため、当該燃料交換機を点検・修理	D	
10	2号機	圧力抑制室内のプール水浄化作業を実施していた協力作業員が、金属板（長さ約50cm×幅約3cm）を発見し、その後、金属板を回収	A	4月7日公表済 (PDF 129KB)
11	3号機	炉心性能計算機点検において、炉心性能計算システム装置（2系側）に障害が認められたため、当該装置を修理	D	
12	3号機	ほう酸水注入系ポンドレンファンネルにほう酸析出物の詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
13	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セットエリア換気空調系局所空調機（2台）ドレン配管用保温材の一部破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）現場制御盤の警報窓「出口弁開度90%以下」の文字に劣化（判読困難）が認められたため、当該警報窓を修理	D	
15	4号機	衛帯蒸気排ガスプロセス放射線モニタ（B）の電圧が低下し、「衛帯蒸気排気放射線モニタ下限機器動作不良」の警報発生及び当該モニタ指示のダウンスケールが認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
16	4号機	炉心スプレイ系ポンプ（A）駆動用電動機点検において、回転子巻線押さえ板に緩み（88本中87本）が認められたため、当該回転子を修理	D	
17	4号機	残留熱除去系ポンプ（C）駆動用電動機点検において、回転子巻線押さえ板に緩み（88本中88本）が認められたため、当該回転子を修理	D	
18	4号機	非常用ディーゼル発電機室屋上排気ファン（8）点検において、ファン（1枚）に打痕及び腐食が認められたため、当該部を修理	D	
19	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口流量調整弁点検において、ポジション駆動空気供給圧力計に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力計を交換	D	
20	5号機	中性子計測系局部出力領域モニタケーブル導通点検において、ケーブルコネクタピンの変形によるコネクタの接触不良が認められたため、当該ケーブルコネクタを交換	D	
21	5号機	廃棄物処理系所内蒸気戻り水受けタンクレベルスイッチの動作不良による溢水（52リットル、汚染無し）が認められたため、当該レベルスイッチを修理	D	
22	5号機	換気空調系機器点検において、中央操作室換気空調系ダクトの防振継手を損傷させたため、対応検討	B	
23	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）ドレン弁の開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全開でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
24	6号機	主タービン油ポンプ自動起動試験において、非常用軸受油ポンプの自動起動とほぼ同時に、起動しないはずのターニングギア油ポンプが自動起動したため、当該自動起動検出装置を点検・修理	D	
25	その他	水処理設備高速凝集沈殿槽入口ストレーナ清掃作業において、上蓋ボルト締付け中にボルト（8本中1本）が折損したため、当該ボルトを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで